

倫理規則

(目的)

第1条 この規則は、有限会社SHIPMAN（以下「当社」という。）が目的とする安全な海洋教育と活動を図ることを軸とした、健全な社会教育施設の運営事業の振興に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の対象となる者は、役員及び職員（契約職員を含む。以下「役職員等」という。）とする。

(人権の尊重)

第3条 当社は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(遵守事項)

第4条 役職員等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど）等、業務における不正行為など社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

2. 役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己又は第三者の私的利益を図ることや斡旋・強要してはならない。
3. 役職員等は、当社の経理処理に関し、会社法等関連会計基準等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
4. 役職員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、当社の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
5. 役職員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 役員の解任については、定款に基づき行うこととする。
- (2) 職員の処分については、職員就業規則に基づき取り扱うものとする。

(利益相反等の防止及び申告)

第6条 当社は、利益相反を防止するとともに、そのことを示すため役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規則に基づき公開しなければならない。

2. 役員会の決議に当たっては、定款に基づき当該決議について特別の利害関係を有する役員を除いて行わなければならない。
3. 役職員等は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない事由によりかかる行為を行う場合には、事前に当社に書面で申告するものとする。
4. 社員総会においても、第2項、第3項は同様とする。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員等は、特定の個人又は団体等の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

2. 役職員等は、別紙に掲げる行為を行ってはならない。

(規則遵守の確保)

第8条 当社は、必要に応じて委員会を設置し、この規則の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- (1) 当社の役職員等が助成又は補助を行う団体等の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。
- (2) 当社の役職員等が助成又は補助を行う団体等の役員又はこれに準ずる者もしくは従業員（以下「助成団体等役職員」という。）から、金銭等の贈与を受けること。
- (3) 当社の役職員等が助成団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (4) 当社の役職員等が助成団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- (5) 当社の役職員等が助成団体等役職員から華美な供応接待を受けること。
- (6) 当社の役職員等が助成団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。